

**iDeCoの掛金が月別指定（毎月定額拠出以外）の場合、
毎月定額拠出への変更のお手続きが必要です！**

- 2024年12月（2025年1月引き落とし分）以降、公務員共済組合の共済掛金相当額の評価方法を実態にあった算定方法へ見直し、公務員のiDeCoの拠出限度額（月額）が2万円まで引き上がります。
- これに伴い、掛金の拠出方法が毎月定額拠出のみとなるため、**現在、公務員の方でiDeCoの掛金が月別指定（毎月定額拠出以外）となっている方は、毎月定額拠出への変更のお手続きが必要**です。
- 切り替え手続きを行わなかった場合、2024年12月分掛金（2025年1月引き落とし）以降、iDeCo掛金が拠出停止となります。一時停止となった期間は、iDeCoの所得控除を受けることができません。一時停止となった期間の掛金の追納はできません。
- **お手続きの期限が2024年12月6日となりますので、ご自身がiDeCoの手続きをした運営管理機関（金融機関等）へご連絡のうえ、速やかにお手続きください。**
- 拠出方法の変更と併せて、拠出額の変更をすることもできます。